

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（20）

2011年 7月 5日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面(1)への反論

はじめに

原告らは、原告準備書面(5)から(7)を2001年3月8日付けて提出。また、6月6日付け原告準備書面(8)と同(9)を提出。一方、原告奥村、高井、別府らは、被告準備書面(1)を本件口頭弁論の1週間前の6月29日に特別送達で受け取った。被告準備書面(1)への反論として、原告準備書面(16)及び同(17)を7月4日に、同(18)を本件第二回口頭弁論当日の7月5日に提出した。さらに、下記の被告らの主張に対して、反論の準備書面を用意している。

記

- 1、「教科書採択が行政処分でないことについて」への反論
- 2、「予算執行の適正権保の見地からの看過し得ない駆疲の存在について」への反論
- 3、「被告適格について」への反論
- 4、「求釈明の回答について」への反論
- 5、「被告らの主張」への反論

よって、次回口頭弁論期日を10月以後に行うように求める。

以上